

○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	15
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課)	16
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	16
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の取消し	(保 護 ・ 援 護 課)	17
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公 園 街 路 課)	17
○公金事務の委託に係る告示	(公 園 街 路 課)	17

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	18
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	18
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	18
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	19
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	19
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(団体指導課)	19
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課)	19
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(農村森林整備課)	20
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	20
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	20
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	22
○意見募集の結果の公示	(水産振興課)	24
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	25
○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認	(文化振興課)	25
○落札者等の公示	(建築都市総務課)	36
○落札者等の公示	(建築都市総務課)	36
○落札者等の公示	(建築都市総務課)	37
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	37
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	37
○指定居宅サービス事業者の指定取消	(介護保険課)	38

教 育 委 員 会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁総務企画課)	38
-----------------------	------------	----

告 示

福岡県告示第239号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部開発・盛土指導課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市下岩田地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市下岩田、松崎及び稲吉の各一部

福岡県告示第240号

副知事の担当区分（令和7年10月福岡県告示第600号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1号(1)中「、秘書室」を削り、「企画・地域振興部（国際局を除く。）、福祉労働部」を「政策企画部（国際局を除く。）、市町村・地域振興部（生活安全課及び文化局を除く。）、福祉子ども政策部」に改める。

第2号(1)中「人づくり・県民生活部」を「市町村・地域振興部」に改める。

第3号(1)中「企画・地域振興部国際局、人づくり・県民生活部（生活安全課を除く。）」を「政策企画部国際局、市町村・地域振興部文化局、人材育成・活躍推進部」に、「福祉労働部」を「福祉子ども政策部」に改める。

福岡県告示第241号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか知事管理区分	現行水準
かたくちいわし瀬戸内海系群	44,000トンの内数	福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分	44,000トンの内数
くろまぐろ（小型魚）	26.9トン	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	26.9トン
くろまぐろ（大型魚）	20.6トン	福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	20.6トン

福岡県告示第242号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年11月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1の1中「平成30年」を「令和5年」に、「7.0万トン」を「4.7万トン」に、「295億円」を「325億円」に改める。

別紙1-4第2(2)を次のように改める。

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年

法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする。

別紙1-4第4を次のように改める。

第4 その他資源管理に関する重要事項

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

福岡県告示第243号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 高良内町 地区
- 2 区域の所在地 久留米市高良内町字坂口
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
久留米市高良内町字坂口	806番1	標柱1号
	807番	標柱2号から5号まで
	808番2	標柱6号
	808番6	標柱7号及び8号まで
	804番2	標柱9号
	790番13	標柱10号
	790番2	標柱11号
	790番6	標柱12号
	790番11	標柱13号から15号まで

福岡県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿原 - 1	田川郡大任町大字今任原 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
柿原 - 2	田川郡大任町大字今任原 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
上今任 - 1	田川郡大任町大字今任原 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
柿原 - 3	田川郡大任町大字大行事 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面を大任町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第 57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柿原 - 1	田川郡大任町大字今任原 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
柿原 - 2	田川郡大任町大字今任原 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

上今任 - 1	田川郡大任町大字今任原 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
柿原 - 3	田川郡大任町大字大行事 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面は大任町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第 5号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域 (平成26年 2 月福岡県告示第97号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牟礼	八女郡広川町大字広川 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を広川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第 57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域 (平成26年 2 月福岡県告示第98号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
牟礼	八女郡広川町大字広川（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を広川町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

宗像漁業協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

宗像市鐘崎778番地 5

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

福岡県宮津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和 8 年 3 月 3 日

4 委託をした日

令和 8 年 3 月 3 日

福岡県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
京 築	県 道	福 土 富 線	築上郡上毛町大字土佐井295番先から 築上郡上毛町大字土佐井887番2先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
京 築	県 道	犀 川 前 線 豊 前 線	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字塔田618番6先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝 倉	県 道	塔 瀬 十 字 小 郡 線	朝倉市三奈木4254番先から 朝倉市三奈木280番11先まで 朝倉市三奈木550番先から 朝倉市三奈木587番先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	県 道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	9.0 ～ 30.6	2372.0
			前	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	26.0 ～ 101.0	2287.2
			後	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	26.0 ～ 101.0	2287.2

福岡県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道	筑紫野古賀線		前	糟屋郡須恵町大字植木1428番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈159番11先まで	13.0 ～ 65.0	1777.0
			前	糟屋郡須恵町大字植木1428番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈159番11先まで	16.0 ～ 74.3	1774.0
			後	糟屋郡須恵町大字植木1428番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈159番11先まで	13.0 ～ 65.0	1777.0
			後	糟屋郡須恵町大字植木1428番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈159番11先まで	16.0 ～ 74.3	1774.0

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福 岡 県 道	清古滝賀線		前	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 34.0	614.0	
			前	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 46.0	737.0	うち一般国道3号重用延長190.0メートル
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 39.0	737.0	うち一般国道3号重用延長190.0メートル

福岡県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	八女春線	前	うきは市浮羽町高見1441番3先から うきは市浮羽町高見342番11先まで	10.9 ～ 68.5	245.5
			後	うきは市浮羽町高見1441番3先から うきは市浮羽町高見342番11先まで	10.9 ～ 55.0	245.5

福岡県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	吉 井 久留米 線 自転車道	前	久留米市田主丸町恵利393番先から 久留米市田主丸町恵利401番2先まで	12.3 ～ 35.0	165.9
			前	久留米市田主丸町恵利393番先から 久留米市田主丸町恵利401番2先まで	3.0 ～ 12.1	168.7
			後	久留米市田主丸町恵利393番先から 久留米市田主丸町恵利401番2先まで	12.3 ～ 35.0	165.9

福岡県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	本 郷 基 山 線 停車場	小郡市吹上1007番1先から 小郡市吹上998番3先まで

福岡県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	竹 野 志塚島 線	前	久留米市田主丸町以真恵209番3先から 久留米市田主丸町以真恵309番1先まで	5.6 ～ 34.1	498.0
			後	久留米市田主丸町以真恵209番3先から 久留米市田主丸町以真恵309番1先まで	7.5 ～ 34.1	498.0

福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	竹 野 志塚島 線	久留米市田主丸町以真恵292番9先から 久留米市田主丸町以真恵309番1先まで

福岡県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	国 道	443号	前	みやまし瀬高町小川2061番先から みやまし瀬高町小川2064番先まで	15.8 ～ 19.0	135.0
			後	みやまし瀬高町小川2061番先から みやまし瀬高町小川2064番先まで	15.8 ～ 19.0	

福岡県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	443号	みやまし瀬高町小川2061番先から みやまし瀬高町小川2064番先まで

福岡県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	水 田 川 線 大 川 線	柳川市蒲生964番3先から 柳川市蒲生971番1先まで

福岡県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	国 道	443号	前	柳川市三橋町下百町36番1先から 柳川市三橋町下百町40番10先まで	9.8 ～ 15.1	13.7
			後	柳川市三橋町下百町36番1先から 柳川市三橋町下百町40番10先まで	14.0 ～ 15.1	

福岡県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

南筑後	443号	柳川市三橋町下百町36番1先から 柳川市三橋町下百町40番10先まで
-----	------	---------------------------------------

福岡県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	橋本町線	柳川市橋本町330番3先から 柳川市大浜町1330番4先まで

福岡県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	諸富島線	前	大川市大字道海島370番1先から 大川市大字道海島641番2先まで	4.0 ～ 20.0	852.0
			前	大川市大字道海島866番1先から 大川市大字道海島641番2先まで	13.0 ～ 23.2	746.8
					4.0	

			後	大川市大字道海島370番1先から 大川市大字道海島641番1先まで	～ 20.0	852.0
			後	大川市大字道海島866番1先から 大川市大字道海島641番1先まで	12.0 ～ 23.5	746.8

福岡県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	諸富島線	大川市大字道海島693番3先から 大川市大字道海島641番1先まで

福岡県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	みやま市瀬高町濱田37番10先から みやま市瀬高町高柳	8.8 ～ 16.0	518.5	

南筑後	県 道	江 浦 瀬 高 線	後	354番5先まで			
			後	みやま市瀬高町濱田 37番10先から みやま市瀬高町高柳 354番5先まで	8.8 ～ 19.4	518.5	
			後	みやま市瀬高町濱田 37番10先から みやま市瀬高町高柳 354番5先まで	8.6 ～ 25.5	1508.3	うち県道高 田柳川線重 用延長499.9 メートル

福岡県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	湯辺田 瀬 高 線	前	みやま市瀬高町小田986番2先から みやま市瀬高町長田3323番先まで	9.1 ～ 27.5	1419.2
			後	みやま市瀬高町小田986番2先から みやま市瀬高町長田3323番先まで	10.5 ～ 27.5	1401.0
			後	みやま市瀬高町小田986番2先から みやま市瀬高町長田876番1先まで	11.5 ～ 58.2	2802.5

福岡県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	湯辺田 瀬 高 線	みやま市瀬高町長田3321番1先から みやま市瀬高町長田3323番先まで

福岡県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	飯 江 長 田 線	前	みやま市山川町尾野1456番1先から みやま市山川町尾野1929番1先まで	13.1 ～ 40.5	619.0
			後	みやま市山川町尾野1456番1先から みやま市山川町尾野1929番1先まで	13.1 ～ 40.5	619.0

福岡県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	福 岡 直 線	福 岡 直 線	前	宮若市脇田467番7先から 宮若市脇田230番1先まで	9.0 ～ 14.4	637.2
			前	宮若市脇田384番1先から 宮若市脇田231番2先まで	21.0 ～ 39.0	386.5
			後	宮若市脇田384番1先から 宮若市脇田231番2先まで	21.0 ～ 39.0	386.5

福岡県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	黒 椎 平 田 線	前	築上郡築上町大字小原757番5先から 築上郡築上町大字小原757番4先まで	15.5 ～ 17.0	7.5
			後	築上郡築上町大字小原757番5先から 築上郡築上町大字小原757番4先まで	17.0 ～ 17.0	7.5

福岡県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	黒 椎 平 田 線	築上郡築上町大字小原757番5先から 築上郡築上町大字小原757番4先まで

福岡県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	国 道	496号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 26.0	500.0
			後	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 55.0	500.0

福岡県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで

福岡県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	塔 瀬 十文字 線 小 郡	朝倉市三奈木4254番先から 朝倉市三奈木280番11先まで
		朝倉市三奈木550番先から 朝倉市三奈木587番先まで

福岡県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

八 女	県 道	江 筑 島 後 線	前	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	2.4 ～ 9.2	360.0	
			前	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	5.9 ～ 28.5		452.4
			後	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	5.9 ～ 28.5		

福岡県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
八 女	県 道	久留米 筑 後 線	前	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	5.1 ～ 20.8	804.0	
			前	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	15.0 ～ 20.2		880.0
			後	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	15.0 ～ 21.5		

福岡県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	夏 吉 直 方 線	前	田川郡福智町大字上野3505番1先から 田川郡福智町大字上野4147番4先まで	11.3 ～ 17.5	320.5
			後	田川郡福智町大字上野3505番1先から 田川郡福智町大字上野4147番4先まで	11.0 ～ 44.6	374.6

福岡県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	夏 吉 直 方 線	田川郡福智町大字上野3505番1先から 田川郡福智町大字上野4147番4先まで

福岡県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	田 川 直 方 線	前	田川郡福智町市場1525番2先から 田川郡福智町市場1606番先まで	7.5 ～ 23.0	238.0
			後	田川郡福智町市場1525番2先から 田川郡福智町市場1606番先まで	12.6 ～ 19.3	238.0

福岡県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	田 川 直 方 線	田川郡福智町市場1525番2先から 田川郡福智町市場1606番先まで

福岡県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

田 川 県 道 田 川 直 方 線	前	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 27.0	430.0
	前	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 39.0	425.0
	後	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 33.7	430.0
	後	田川郡福智町金田1387番2先から 田川郡福智町金田1858番8先まで	9.0 ～ 31.8	425.0

福岡県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
青木(f)-1	福岡市西区今宿青木及び大字捨六町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
青木(1)	福岡市西区大字捨六町（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
。

福岡県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第269号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
青木(f)-1	福岡市西区今宿青木及び 大字捨六町（別紙図面1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表 のとおり
青木(1)	福岡市西区大字捨六町（ 別紙図面2に示す区域の とおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表 のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
。

福岡県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
青木-3	福岡市西区今宿青木及び大字捨六町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
青木-4	福岡市西区大字捨六町（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
。

福岡県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
青木-3	福岡市西区今宿青木及び大字拾六町（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
青木-4	福岡市西区大字拾六町（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第230号福岡広域都市計画下水道事業春日公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業春日公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年2月23日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第290号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 榊田宮ノ前
- 2 区域の所在地 田川郡添田町大字榊田
- 3 土地の表示
2に掲げる区域内の土地のうち、次の点1から24までを順次結んだ線及び点1と24を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 32' 03.95470"	130° 51' 57.53650"
2	33° 32' 03.82430"	130° 51' 57.89144"
3	33° 32' 03.96113"	130° 51' 59.36892"
4	33° 32' 03.63125"	130° 51' 59.35803"
5	33° 32' 02.67298"	130° 51' 59.12586"
6	33° 32' 02.27145"	130° 51' 58.92131"
7	33° 32' 02.34416"	130° 51' 59.28121"
8	33° 32' 03.06503"	130° 51' 59.71306"
9	33° 32' 01.76361"	130° 52' 00.70288"
10	33° 32' 01.41344"	130° 52' 00.81032"
11	33° 32' 01.22313"	130° 52' 01.03271"

12	33° 32' 01.08601"	130° 52' 00.81125"
13	33° 32' 01.39557"	130° 51' 59.98009"
14	33° 32' 01.21493"	130° 51' 59.41427"
15	33° 32' 01.31265"	130° 51' 59.00290"
16	33° 32' 01.20710"	130° 51' 58.59515"
17	33° 32' 01.22522"	130° 51' 58.35802"
18	33° 32' 01.82217"	130° 51' 57.84701"
19	33° 32' 02.54461"	130° 51' 57.81097"
20	33° 32' 02.86479"	130° 51' 57.94467"
21	33° 32' 02.92512"	130° 51' 58.11892"
22	33° 32' 03.24656"	130° 51' 57.91253"
23	33° 32' 03.50044"	130° 51' 57.64957"
24	33° 32' 03.78860"	130° 51' 57.50617"

福岡県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の取消年月日
嘉麻居79	ヘルパーステーション虹の華	飯塚市綱分87-1	R 8・3・31

福岡県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年1月20日福岡県告示第26号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-103号折尾青葉台線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-103号 折尾青葉台線
- 3 事業施行期間
平成23年10月28日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第293号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

施設の名称	指定管理者	
	名称	所在地

東公園	東洋緑地建設株式会社	福岡市博多区板付五丁目11番2号
西公園	にしてつG・いしはらD公園管理 団体（代表団体 株式会社西鉄グ リーン土木）	福岡市中央区大名一丁目4番1号
大濠公園（大濠公園 能楽堂を除く。）		
名島運動公園	宗像緑地建設株式会社	宗像市日の里二丁目11番地1
天神中央公園（旧福 岡県公会堂貴賓館を 除く。）	株式会社日比谷アメニス九州支店	福岡市博多区博多駅東三丁目1番 26号
春日公園	木下緑化建設株式会社	福岡市南区長丘三丁目13番27号
中央公園	岡崎建工株式会社	北九州市小倉北区下到津五丁目9 番22号
筑豊緑地	みどりの環・筑豊（代表団体 株 式会社設備保守センター）	福岡市中央区高砂二丁目10番1号
筑後広域公園（筑後 広域公園芸術文化交 流施設を除く。）	筑後広域公園振興事業団（代表団 体 株式会社アクセス・ジャパン ）	筑後市大字長浜2090番地7

- 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入
各県営都市公園における福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条
第1項ただし書きの規定による許可に伴う使用料
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年3月4日
- 委託をした日
令和8年3月4日

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないでクリーニング業法施行細則（昭和40年福岡県規則第5号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見を募集しなかった理由
今回の規則改正はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定を整備するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
令和8年3月31日

公告

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和7年11月25日から令和7年12月24日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和8年3月31日に公布しました。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部自然環境課自然公園係

電話：092-643-3369

メールアドレス：skoen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和7年12月26日から令和8年1月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和8年3月31日に公布しました。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部自然環境課自然公園係

電話：092-643-3369

メールアドレス：skoen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和 7 年 12 月 26 日から令和 8 年 1 月 26 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和 8 年 3 月 31 日に公布しました。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部自然環境課野生生物係

電話：092-643-3367

メールアドレス：bio@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで食品衛生法施行細則（平成 4 年福岡県規則第 40 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

。

2 規則の公布日

令和 8 年 3 月 31 日

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則（昭和 52 年福岡県規則第 18 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kenrinkaisikinkisokukaisei.html>）に掲載するほか、福岡県農林水産部団体指導課に備え置きます。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理及びその他の意見公募を実施することを要しない軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 8 年 3 月 31 日

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則（昭和 55 年福岡県規則第 2 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaizensikintyousyuukisoku.html>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理及びその他の意見公募を実施することを要しない軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則（昭和61年福岡県規則第15号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農村森林整備課に備え置きます。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

福岡県行政組織規則（昭和34年規則第66号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県環境影響評価条例施行規則（平成10年福岡県規則第47号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国の機関において意見公募手続を実施して定めた環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第384号）と実質的に同一の内容を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月31日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

検問用資機材賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和 8 年 4 月 10 日 (金曜日) までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
 競争入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
 検問用資機材賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間
 令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの間

- (4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号) に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- 申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 8 年 5 月 11 日 (月曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所
5の部局とする。

7 入札説明書の交付
令和8年3月31日（火曜日）から令和8年4月27日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所
5の部局とする。

(2) 提出期限
令和8年5月11日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時
令和8年5月12日（火曜日）午前10時30分

(3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for Lease Agreement for Sobriety Checkpoint Sign
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M. May 11, 2026
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則案について、令和8年1月28日から令和8年2月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和8年3月31日に公布しました。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部水産局水産振興課漁船漁業係

電話：092-643-3561

メールアドレス：suisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 営 土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（塚田（観音）地区）	令和 7 年 3 月 31 日
農業用ため池整備事業（一の瀬下地区）	令和 7 年 3 月 12 日
農業用排水施設整備事業（大和中部地区）	令和 3 年 1 月 28 日
農業用排水施設整備事業（筑後西部前期地区）	令和元年12月20日
農業用排水施設整備事業（筑後西部後期地区）	令和 3 年 1 月 26 日

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成 6 年福岡県条例第23条）第 6 条第 3 項の規定に基づき福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
福岡県国際文化情報センター
- 2 位置
福岡市中央区天神一丁目 1 番 1 号
- 3 利用料金の承認年月日
令和 8 年 2 月 13 日
- 4 利用料金（令和 8 年 4 月 1 日以降）
 - (1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

入場料金等区分		利用区分 午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合	137,500	248,600	372,900	683,100
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	126,500	227,700	341,000	625,900
	入場料の額が3,001円以上 の場合	166,100	298,100	446,600	819,500

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）

(単位：円)

入場料金等区分		利用区分 午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	62,700	112,200	168,300	309,100
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	74,800	134,200	202,400	370,700
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が3,001円以上 の場合	126,500	227,700	341,000	625,900

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

入場料金等区分		利用区分 午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	62,700	113,300	169,400	311,300
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	81,400	147,400	221,100	404,800
	入場料の額が3,001円以上 の場合	106,700	192,500	288,200	529,100
	商業展示の場合	160,600	289,300	433,400	794,200
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	75,900	136,400	203,500	374,000
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	97,900	177,100	265,100	486,200
	入場料の額が3,001円以上 の場合	128,700	231,000	346,500	635,800
	商業展示の場合	192,500	346,500	520,300	953,700

ウ 国際会議場 (単位：円)

入場料金等区分		利用区分 午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	83,600	108,900	108,900	271,700
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	108,900	141,900	141,900	353,100
	入場料の額が3,001円以上 の場合	143,000	185,900	185,900	462,000
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	100,100	130,900	130,900	325,600
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	130,900	169,400	169,400	423,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合	170,500	222,200	222,200	553,300

エ 文化情報ラウンジ
(ア) 円形ホール (単位：円)

入場料金等区分		利用区分 午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	9,900	17,600	24,200	46,200
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	13,200	23,100	30,800	60,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合	16,500	29,700	39,600	78,100
	商業展示の場合	25,300	45,100	60,500	117,700
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合 又は入場料の額が1,000円 以下の場合	12,100	20,900	28,600	55,000
	入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	15,400	27,500	36,300	71,500
	入場料の額が3,001円以上 の場合	19,800	36,300	48,400	93,500
	商業展示の場合	29,700	53,900	72,600	140,800

(イ) セミナー室 (単位：円)

目的区分	利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	文化振興等	5,390	7,040	7,040	17,600
	そ の 他	16,280	21,230	21,230	52,800
土・日・祝日	文化振興等	6,490	8,470	8,470	21,120
	そ の 他	19,580	25,410	25,410	63,360

(ウ) 交流ギャラリー (単位：円)

目的区分	利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	非営利目的	22,000	28,600	28,600	72,600
	営利目的	67,100	86,900	86,900	217,800

土・日・祝日	非営利目的	26,400	35,200	35,200	86,900
	営利目的	80,300	104,500	104,500	260,700

オ 会議室 (単位：円)

会議室名		基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの 1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用 (9:00~22:00)
平日	大会議室	72,930	7,150	144,430
	501会議室	13,200	1,100	24,200
	502会議室	10,560	880	19,360
	503会議室	10,560	880	19,360
	601会議室	18,480	1,540	33,880
	602会議室	14,520	1,210	26,620
	603会議室	13,200	1,100	24,200
	604会議室	13,200	1,100	24,200
	605会議室	17,160	1,430	31,460
	606会議室	23,760	1,980	43,560
	607会議室	25,080	2,090	45,980
	608会議室	25,080	2,090	45,980
	609会議室	10,560	880	19,360
	701会議室	10,560	880	19,360
	702会議室	10,560	880	19,360
	703会議室	10,560	880	19,360
	大会議室	90,090	7,150	161,590
	501会議室	16,500	1,100	27,500
	502会議室	13,200	880	22,000

土・日・祝日

503会議室	13,200	880	22,000
601会議室	23,100	1,540	38,500
602会議室	18,150	1,210	30,250
603会議室	16,500	1,100	27,500
604会議室	16,500	1,100	27,500
605会議室	21,450	1,430	35,750
606会議室	29,700	1,980	49,500
607会議室	31,350	2,090	52,250
608会議室	31,350	2,090	52,250
609会議室	13,200	880	22,000
701会議室	13,200	880	22,000
702会議室	13,200	880	22,000
703会議室	13,200	880	22,000

カ 練習室 (単位：円)

施設名		利用区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	練習室 1		3,850	7,700	11,660	20,900
	練習室 2		1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 3		1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 4		770	1,430	2,200	3,960
	練習室 5		770	1,430	2,200	3,960
土・日・祝日	練習室 1		4,620	9,240	13,970	25,080
	練習室 2		1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 3		1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 4		880	1,760	2,640	4,730

練習室 5	880	1,760	2,640	4,730
-------	-----	-------	-------	-------

備考

- 1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用区分
 - (1) 会議室を除く各施設
利用区分（「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したものとみなす。
 - (2) 会議室
ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。
イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に超過した時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。
- 3 入場料金等区分
 - (1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。またインターネットを介した会場外となる別の場所での動画視聴にかかる視聴料も入場料とみなす（本番と同時刻に配信する場合に限る）。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。
 - (2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもって料金表を適用する。
 - (3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、料金表を適用する。
 - (4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。
 - (5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用

する。

- (6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上及び非商業展示」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

- (1) セミナー室
 - ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。
 - a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）
 - b 地域文化に関するセミナー等
 - c 国際的な学術文化に関するセミナー等
 - イ 上記の a～c に該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。
 - a 入場料金を徴するもの
 - b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの
 - c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの
- (2) 交流ギャラリー
 - ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - a 入場料金を徴する場合
 - b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合
 - c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合
 - イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。
- 5 リハーサル等利用
リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。ただ

し、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の 2 区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は午後及び夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の合計額 9 割相当額（百円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割引引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の 2 区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金（百円未満四捨五入）を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を 3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を 5（円形ホールは 4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の 7 割相当額（百円未満四捨五入）とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 止むを得ない事情により会議室・練習室を除く施設において、22時以降、翌日の 9 時までの間に施設を利用する場合は、1 時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を 5（円形ホールは 4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは 3）で除して得た額の 5 割増（百円未満四捨五入）の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1 時間ごとに、上記により算定して得た 1 時間当たりの金額の 7 割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1 時間以内の利用は、1 時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の 9 時までの間に会議室を利用する場合は、1 時間ごとに、当該会議室の平日の「1 時間当たり加算額」に 2 を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1 時間以内の利用は、1 時間利用したものとみなす。

8 2 分割利用

(1) イベントホールを A 室、B 室に 2 分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者が A 室、B 室を併用利用する場合、A 室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に 0.55 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に 0.45 を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者が A 室又は B 室を単独利用する場合、A 室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に 0.75 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に 0.65 を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーを A 室、B 室に 2 分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者が A 室、B 室を併用利用する場合、A 室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に 0.50 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に 0.50 を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者が A 室又は B 室を単独利用する場合、A 室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に 0.70 を乗じて得た額とし、B 室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に 0.70 を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金 (円)	内 容
	大楽屋 1	室	3,740	(定員69人)
	大楽屋 2	室	1,870	(定員30人)

楽 屋	楽屋 1	室	2,530	(定員 3 人)
	楽屋 2	室	2,530	(定員 3 人)
	楽屋 3	室	2,090	(定員 2 人)
	楽屋 4	室	2,090	(定員 2 人)
	ソリスト控室	室	3,740	(定員 3 人) ピアノあり
	主催者控室	室	440	(定員 8 人)
	指揮者控室	室	4,730	(定員 3 人) ピアノあり
楽 器	フルコンサートピアノⅠ (外国製)	台	17,600	スタインウェイ D274
	フルコンサートピアノⅡ (外国製)	台	17,600	ベーゼンドルファー 290
	フルコンサートピアノⅢ (日本製)	台	9,900	ヤマハ C FⅢ-S
	チェンバロ	台	9,900	DUNS TEW DAVID J. RUBIO 1971
舞 台	オーケストラピット	式	16,170	1 催事当たりの金額
	ひな段迫り	式	13,200	9 分割、1 催事当たりの金額
	プロセニウムセット	式	22,440	1 催事当たりの金額
	室内楽用音響反射板セット	式	22,440	1 催事当たりの金額
	楽士椅子	脚	110	
	楽士椅子 A	式	4,400	51脚～80脚
	楽士椅子 B	式	6,600	81脚以上
	譜面台	台	110	
	譜面灯	台	165	
	指揮者台セット	式	825	
	長机	台	165	
	椅子	脚	55	
	コーラス台 1	台	220	H600×W1800×D600

	コーラス台 2	台	220	H300×W1800×D600	
	金屏風	双	2,970	6 曲 1 双 H2400	
	プログラムスタンド	台	330	H1500×W420	
	演台	式	880	H1100×W1400×D600	
	司会者台	台	660	H1150×W750×D500	
	国旗	枚	770	H1500×W2250	
	県旗	枚	770	H1500×W2250	
	地絨	枚	4,400	18m×11m グレー・1 枚	
	照 明	照明 Aセット	式	7,700	作業明かり
		照明 Bセット	式	16,500	反響板灯
		照明 Cセット	式	11,000	2 sus まで
		照明 Dセット	式	37,400	3 sus まで
		ボーダーライト	列	1,100	
		アッパーホリゾンライト	式	3,300	
ローアホリゾンライト		式	2,200		
シーリングスポットライト		式	4,400		
ピンスポットライト (2 KW)		台	3,740	クセノン	
スポットライト (1 KW 未満)		台	330		
スポットライト (1 KW)		台	550		
スポットライト (1.5 KW)		台	770		
スポットライト (2 KW)		台	1,100		
スポットライト (3 KW)		台	1,320		
ストリップライト (130W×12 灯)	台	330			
ストリップライト (130W×6 灯)	台	165			

音 響

P T F C スポットライト	台	3,300	フロントスポットライト
効果用スポットライト (1 KW)	台	880	エフェクトマシンは含まない
効果用スポットライト (2 KW)	台	1,100	エフェクトマシンは含まない
エフェクトマシン	台	1,100	
ミラーボール	台	2,970	(600φ)
ストロボ	台	1,100	
カラーチェンジャー	台	1,100	
照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
カラーフィルター	枚	330	
特殊電源料 (1 KWにつき)	KW	495	
持込器具 (1 KWにつき)	KW	275	
拡声装置	式	5,500	
カセットテープレコーダー	台	1,540	
MDプレーヤー	台	2,200	
C Dプレーヤー	台	1,540	
3点吊マイク装置	台	1,100	マイク別
1点吊マイク装置	台	550	マイク別
マイクロフォン (ワイヤレス)	本	2,750	
マイクロフォン (コンデンサ)	本	2,200	
マイクロフォン (有線)	本	1,320	
マイクスタンド (大型)	台	220	
マイクスタンド (その他)	台	220	
移動型スピーカー (大型)	台	2,200	
移動型スピーカー (中型)	台	1,650	

	移動型スピーカー (小型)	台	1,100	
	ワイヤレスインカム	台	1,100	
	P A持込料	式	15,400	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,600	
	中継ミキサー室	式	6,600	
映 像	スクリーン	式	4,730	9 m×3.4m
その他	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ※注(1催事あたり)とは日数にかかわらず施設利用期間中を通じて1利用区分のみの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間(約2時間)は利用時間に含む(基本ピッチ442Hz)。				

イ イベントホール

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽 屋	楽屋 1 (個室)	室	2,860	(定員 3 人)
	楽屋 2 (個室)	室	3,300	(定員 3 人)
	楽屋 3 (個室)	室	2,860	(定員 3 人)
	応接控室	室	3,300	(定員 5 人)
	主催者控室	室	440	(定員 8 人)
	控室 1	室	1,210	(定員 12 人)
	控室 2	室	1,650	(定員 16 人)
	楽器	フルコンサートピアノ (日本製)	台	9,900
	演台	式	880	H1125×W835×D555
	金屏風	双	2,970	6 曲 1 双 H2400
	平台	台	330	H300×W900×D1800

舞 台	めくり台	台	495	H1500×W420
	国旗	枚	770	H900×W1350
	県旗	枚	770	H900×W1350
	譜面台	台	110	折りたたみ式
	長机	台	165	H700×W1800×D600
	長机(幕板付き)	台	165	H700×W1800×D600
	長机(料理台用)	台	165	H700×W1800×D900
	丸テーブル	台	220	900φ・H700
	椅子	脚	55	
照 明	Aセット	式	7,700	地明かり
	Bセット	式	11,000	100KWまで
	アッパーホリゾンライト	式	550	
	ローアホリゾンライト(300W)	式	2,200	
	ローアホリゾンライト(130W)	式	770	
	ピンスポットライト(2KW)	台	3,740	クセノン
	ピンスポットライト(1KW)	台	2,970	ハロゲン
	スポットライト(1KW未満)	台	330	
	スポットライト(1KW)	台	550	
	スポットライト(1.5KW)	台	770	
	スポットライト(2KW)	台	1,100	
	ミラーボール	式	2,970	(600φ)
	ミラーボール	式	1,540	(300φ)
	効果用スポットライト(1KW)	台	880	
	エフェクトマシン	台	1,100	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合

	カラーフィルター	枚	330		
	特殊電源料(1KWにつき)	KW	495		
	持込器具(1KWにつき)	KW	275		
	音 響	拡声装置	式	5,500	
		移動型操作卓	卓	4,400	C D付
		C Dプレーヤー	台	1,540	
		マイクロフォン(ワイヤレス)	本	2,200	
		マイクロフォン(コンデンサ)	本	1,430	
		マイクロフォン(有線)	本	880	
マイクスタンド(大型)		台	220		
マイクスタンド(その他)		台	220		
移動型スピーカー(中型)		台	1,650		
移動型スピーカー(小B型)		台	1,100		
映 像	P A持込料	式	15,400	持込卓がある場合	
	録音録画料	式	6,600		
	中継ミキサー室	式	6,600		
	ビデオプロジェクター	1面	17,600	200インチ	
	S-VHS	台	2,200		
	映 像	DVDプレーヤー	台	2,200	
		スクリーン	式	4,730	9m×4.7m、巻取式
		撮影用カメラ	台	14,300	
	その他	インターネット回線	式	3,300	
	備考 <ul style="list-style-type: none"> ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間(約2時間)は利用時間に含む(基本ピッチ442Hz)。 				

ウ 国際会議場

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽 屋	V I P ルーム	室	19,800	(定員約 9 人)
	特別控室 1	室	4,620	(定員約 8 人)
	特別控室 2	室	7,590	(定員約 8 人)
	特別控室 3	室	3,410	(定員約 5 人)
	特別控室 4	室	3,410	(定員約 5 人)
	特別控室 5	室	4,290	(定員約 7 人)
	舞台	金屏風	双	2,970
照 明	ピンスポットライト (1 KW)	台	2,970	ハロゲン
	特殊電源料 (1 KW)	KW	495	
	持込器具 (1 KW)	KW	275	
音 響	拡声装置	式	3,300	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	CD プレーヤー、CD-MD ラジカセ	台	1,540	
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	1,650	
	マイクロフォン (有線)	本	440	
	マイクスタンド (大型)	台	220	
	マイクスタンド (卓上型)	台	220	
	移動型スピーカー (大型)	台	1,760	
映 像	P A 持込料	式	15,400	
	プロジェクター	台	22,000	10,000ルーメン
	スクリーン	式	5,500	300 インチ
	S-VHS、DVD プレーヤー	台	2,200	
	スクリーン (OHP 含む)	台	1,650	スクリーンサイズ 1.8m×1.8m

そ の 他	A V ワゴン	台	5,500	37 型 TV、DVD プレーヤー
	三折式パーテーション	式	2,200	5 枚、1.8m×1.8m
	同時通訳装置	式	16,500	6 チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,100	
	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は 1 利用区分 (午前、午後、夜間の 1 区分) の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,400	ヤマハ C7E
舞台	演台	台	880	700×500×1000
照 明	調光装置	式	2,750	
	スポットライト (1 KW 未満)	台	330	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	特殊電源料 (1 KW につき)	KW	495	
	持込器具 (1 KW につき)	KW	275	
	音 響	拡声装置	式	2,750
MD プレーヤー		台	2,200	
CD プレーヤー、CD-MD ラジカセ		台	1,540	
カセットテープレコーダー		台	1,540	
マイクロフォン (ワイヤレス)		本	2,200	
マイクロフォン (コンデンサ)		本	880	

音響	マイクロフォン (有線)	本	440	
	マイクスタンド (卓上型)	本	220	
	マイクスタンド (大型)	本	220	
	マイクスタンド (ブーム型)	本	220	
	移動型スピーカー	台	1,100	
	PA持込料	式	15,400	
	音響反射板	式	2,200	
映像	ビデオプロジェクター	面	8,800	150インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン (OHP含む)	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	OHC	台	3,300	書画カメラ
その他	インターネット回線	式	3,300	
	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
備考 ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・調律にかかる時間(約2時間)は利用時間に含む(基本ピッチ442Hz)。				

(イ) セミナー室

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
音響	コントロール卓	式	2,750	カセットデッキ(セミナー室2のみ)
	コントロール卓専用マイクロフォン	本	440	
	マイクスタンド(床上型)	台	220	
	マイクスタンド(卓上型)	台	220	
	ワイヤレスマイク	本	1,650	ポータブルアンプ専用・1本まで接続可能
	ポータブルアンプ	式	1,650	有線マイク1本付属
	CD・MDラジカセ	台	1,540	

映像	AVワゴン	台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	OHC	式	3,300	書画カメラ
	スクリーン (OHP含む)	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	スライド映写機	台	1,650	S-AVハロゲンスライド
	DVDプレーヤー	台	2,200	
	その他	三折式パーテーション	枚	550
インターネット回線		式	3,300	
備考 ・料金は1利用区分(午前、午後、夜間の1区分)の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
照明	スポットライト(100W)	台	220	
	特殊電源料(1KWにつき)	KW	495	
	持込器具(1KWにつき)	KW	275	
音響	コントロール卓	式	2,200	カセットデッキ、CDプレーヤー
	マイクロフォン(有線)	本	440	
	マイクスタンド(床上型)	個	220	
	マイクスタンド(卓上型)	個	220	
	ポータブルアンプ	式	1,650	有線マイク1本付属
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,650	ポータブルアンプ専用
映像	CD・MDラジカセ	台	1,540	
	AVワゴン	式	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	スクリーン (OHP含む)	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	

その他	可動パネル	枚	220	1200×2400
	展示台	台	220	750×600×700
	展示ステージ	台	220	750×600×185
	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	利用区分なし
備考 ・料金は 1 利用区分（午前、午後、夜間の 1 区分）の料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・下記備品については無料で利用可能。 I H キッチンヒーター、電子レンジ、大型冷蔵庫（626ℓ）、ステンレス調理台 ※扱う食材によっては利用をお断りする場合がありますので、要事前相談。				

オ 会議室

部門	品 名	単位	料金（円）		内 容
			大会 議室	会議室	
照	特殊電源料（1 KWにつき）	KW	495		
明	持込器具（1 KWにつき）	KW	275		
音 響	拡声装置	式	3,300		
	ポータブルアンプ	式		1,650	有線マイク 1 本付属
	レクチュア台 （606, 607, 608 会議室のみ 使用可能）	式		2,200	固定マイク 1 本、CD デッキ 付属
	録音卓	台		1,650	カセット、マイク 2（拡声な し）
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	1,650	1,650	
	マイクロフォン（有線）	本	440	440	
	マイクスタンド（大型）	台	220	220	
	マイクスタンド（卓上型）	台	220	220	
カセットデッキ	台	1,540			

映 像	CDプレーヤー、CD-MD ラジカセ	台	1,540	1,540	
	プロジェクター	台	33,000		16,500 ルーメン
	AVワゴン	式		5,500	37 型 TV、DVD プレーヤー
	DVD プレーヤー	台	2,200		
	スクリーン	台	11,000		250 インチ
	スクリーン（OHP 含む）	台	1,650	1,650	スクリーンサイズ 1.8m × 1.8m
その他	三折式パーテーション	式	2,200	550	大会議室 5 枚一式、会議室 1 枚料金
	インターネット回線	式	3,300	3,300	
備考 ・料金は 1 日 1 回あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 ・利用当日のキャンセルは不可。 ・数に限りあり。 ・マイクロフォンの利用には、拡声装置、ポータブルアンプまたはレクチュア台が必要。					

カ 練習室

部門	品 名	単位	料金（円）	内 容
楽 器	フルコンサートピアノ（日本製）	台	7,700	カワイ G S 100、練習室 1
	セミコンサートピアノ（日本製）	台	4,400	カワイ C A 70N、練習室 3
舞 台	楽士椅子	脚	110	ピアノ用、コントラバス用
	譜面台	台	110	
音 響	移動型操作卓	台	4,400	カセットデッキ、CD、MD（ 練習室 1 のみ）
	マイクロフォン（有線）	本	330	
	マイクスタンド（大型）	台	220	
	移動型スピーカー	台	2,200	2 台セット（練習室 1 のみ）

備考

- ・料金は 1 利用区分（午前、午後、夜間の 1 区分）の料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
新福岡県立美術館新築工事
- 2 工事場所
福岡市中央区大濠
- 3 工事概要
建築一式工事（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上 4 階地下 1 階建て、延床面積 21,900.64㎡）他の新築他工事）
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 5 落札者を決定した日
令和 7 年 12 月 17 日
- 6 落札者の氏名等
 - (1) 氏名
鹿島・松本・松尾特定建設工事共同企業体
 - (2) 代表者
鹿島建設株式会社九州支店
 - (3) 代表者住所
福岡市博多区博多駅前三丁目 12 番 10 号

- 7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

19,805,604,500 円

- 8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 9 入札公告日

令和 7 年 9 月 19 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
新福岡県立美術館新築電気設備工事
- 2 工事場所
福岡市中央区大濠
- 3 工事概要
電気設備工事一式（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上 4 階地下 1 階建て、延床面積 21,900.64㎡）を含む延床面積合計 22,454.79㎡の新築他電気設備工事）
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 5 落札者を決定した日
令和 7 年 12 月 18 日
- 6 落札者の氏名等
 - (1) 氏名
クラフティア・平和電興・島田電気商会特定建設工事共同企業体
 - (2) 代表者

株式会社クラフティア

(3) 代表者住所

福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG. 14階

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

4,048,000,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和 7 年 9 月 19 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

新福岡県立美術館新築機械設備工事

2 工事場所

福岡市中央区大濠

3 工事概要

機械設備工事一式（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上 4 階地下 1 階建て、延床面積 21,900.64㎡）を含む延床面積合計 22,454.79㎡の新築他機械設備工事）

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

5 落札者を決定した日

令和 7 年 12 月 18 日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

三建・J R 九州エンジ特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

三建設備工業株式会社九州支店

(3) 代表者住所

福岡市博多区店屋町 1 番 35 号

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

3,647,600,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和 7 年 9 月 19 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町赤坂字北ノ前 2456 番 4、2456 番 6、2456 番 11、2456 番 12、2456 番 17、2456 番 27、2456 番 35 から 2456 番 39 まで、2458 番 1、2458 番 11 から 2458 番 13 まで及び 2463 番 1 から 2463 番 4 まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市仲畑四丁目 7 番 14 号

アイ・テックス株式会社

代表取締役 井上 征洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市横隈字上ノ山下1562番1及び1562番6から1562番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿児島県鹿児島市荒田二丁目73番9号

株式会社オーリック不動産

代表取締役 濱田 龍太郎

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に係る指定を取り消したので、同法第78条第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	取消年月日
訪問介護	4072100383	ヘルパーステーション 虹の華 飯塚市綱分87番地1	株式会社瑞穂会	令和8年3月31日

教育委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育総務部総務企画課に備え置きます。

令和8年3月31日

福岡県教育委員会

1 意見を募集しなかった理由

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の制定により、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の規定に基づく公益信託の制度が廃止されたことに伴い、当然必要とされる規則の廃止をするものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月31日